

## 処 分 基 準

令和3年2月26日作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第48条
処 分 の 概 要：警備業者に対する指示
原権者（委任先）：石川県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙「警備業法に基づく指示及び営業停止命令の量定等に関する規程」のとおり。
問 い 合 わ せ 先：石川県警察本部生活安全企画課許可等事務指導係 電話076-225-0110 内線3043
備 考：